

介護報酬の算定構造の素案

※ 以下は、資料3の記載事項を機械的に、現行の算定構造に反映させた場合の改正イメージである。

※ 算定の構造の中で黒くぬられている部分が、現行のものと比較して改正されている箇所である。

○ 通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注																					
		2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食料の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算																				
通所介護費	イ 単独型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (286 単位) 要介護1・2 (354 単位) 要介護3・4・5 (503 単位)	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +27単位	1日につき +39単位	片道につき +47単位																			
		(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (408 単位) 要介護1・2 (506 単位) 要介護3・4・5 (718 単位)																									
		(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (572 単位) 要介護1・2 (709 単位) 要介護3・4・5 (1,006 単位)																									
		ロ 併設型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満							要支援 (241 単位) 要介護1・2 (307 単位) 要介護3・4・5 (452 単位)	×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +27単位	1日につき +39単位	片道につき +47単位												
			(2) 4時間以上6時間未満							要支援 (344 単位) 要介護1・2 (438 単位) 要介護3・4・5 (645 単位)																		
			(3) 6時間以上8時間未満							要支援 (482 単位) 要介護1・2 (614 単位) 要介護3・4・5 (903 単位)																		
	ハ 認知症専用単独型通所介護費		(1) 3時間以上4時間未満							要支援 (443 単位) 要介護1・2 (511 単位) 要介護3・4・5 (687 単位)							×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +27単位	1日につき +39単位	片道につき +47単位						
			(2) 4時間以上6時間未満							要支援 (633 単位) 要介護1・2 (730 単位) 要介護3・4・5 (981 単位)																		
			(3) 6時間以上8時間未満							要支援 (886 単位) 要介護1・2 (1,022 単位) 要介護3・4・5 (1,373 単位)																		
		ニ 認知症専用併設型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満							要支援 (373 単位) 要介護1・2 (441 単位) 要介護3・4・5 (616 単位)													×70/100	×70/100	8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位	1日につき +27単位	1日につき +39単位	片道につき +47単位
			(2) 4時間以上6時間未満							要支援 (533 単位) 要介護1・2 (630 単位) 要介護3・4・5 (880 単位)																		
			(3) 6時間以上8時間未満							要支援 (746 単位) 要介護1・2 (882 単位) 要介護3・4・5 (1,232 単位)																		

